

第 63 条 最初の上訴

植物品種保護の出願が植物品種保護局によって拒絶された場合、出願者は長官に上訴することができる。長官は、上訴を決定する前に、すべての上訴について植物品種保護委員会の助言を求めなければならない。(7 U.S.C. 2443.)

第 7 章 - 裁判所への上訴及びその他の手続き

第 71 条 上訴

第 44 条、第 63 条、第 91 条、第 128 条の下でなされた決定から、上訴が認めている 60 日以内に、連邦控訴裁判所規則に基づいて上訴することができる。連邦巡回控訴裁判所は、かかる上訴の管轄権を有するものとする。(7 U.S.C. 2461.)

第 72 条 長官に対する民事訴訟

第 II 部の第 63 条又は第 91 条に基づく決定に不服を申し立てた出願者は、米国司法省のコロンビア特別管轄裁判所に対する民事訴訟による救済を受けることができる。そのような措置は、その決定後 60 日以内、又は長官が定める期間内に開始されなければならない。裁判所は、長官により植物品種保護が拒絶された事件を審理する中で、その事件における事実が明らかとなるときは、出願書に記載された品種の植物品種保護証書を受領する権利がある旨の判決を下すことができるものとする。(7 U.S.C. 2462.)

第 73 条 廃止 (7 U.S.C. 2463.)

第 8 章 - 植物品種保護証書

第 81 条 植物品種保護

(a) 出願者に植物品種保護証書を発行することになった場合は、出願者に、書面により手数料を通知するか、又は郵送しなければならない。通知書には、発行手数料を含む合計金額が明記され、その後 1 ヶ月以内に支払わなければならない。

(b) この金額を期限内に納付し、第 52 条 (3) に従って種子の寄託が行われた場合は、植物品種保護証書を発行するものとする。

(c) 本条で要求された支払が期間内に納付されなかった場合で、支払期日の後 9 ヶ月以内に又は長官が認める期間内に長官が定める追加手数料を納付した場合は、受理されるものとする。(7 U.S.C. 2481.)

第 82 条 発行方法

植物品種保護証書は、アメリカ合衆国の名において、植物品種保護局の印章を付して発行され、かつ長官によって署名されるか、又は長官の署名を掲載させ、植物品種保護局において記録されるものとする。(7 U.S.C. 2482.)

第 83 条 植物品種保護の内容及び存続期間

(a) (1) すべての植物品種保護証書は、品種育成者（又はその承継者）が植物品種保護の期間中に、この法律に規定する、品種の販売、増殖、輸入又は輸出若しくは交雑品種の生産への使用（育成とは異なる）について排他的権利を有することを証明するものとする。

(2) 所有者が選択した場合、証書は、

- (A) 品種の種子を証明種子としてのみ合衆国で販売することを記載する。また、
- (B) そのように指定された場合、所有者によって指定された世代数に従う。

(3) 所有者は、(2) (A) に基づいて所有者が選択した権利を除き、本項に基づいて与えられる権利を放棄することができる。

(4) 長官は、長官の裁量により、遡及することなく、証書を認証及び修正した後に、そのような選択又は権利放棄を許可することができる。

(b) 期間

(1) 原則として、以下の(2)に規定されている場合を除き、植物品種保護の期間は、合衆国における証書の発行日から 20 年とする。ただし、

(A) 42 (a) (1) (B) (i) に基づいて付与された権利放棄の対象となる塊茎繁殖植物品種の場合、植物品種保護期間は、外国で最初に当該品種に対する植物育種者の権利が付与された日から 20 年とする。そして、

(B) 林木又はブドウの場合、植物品種保護の期間は、証書の発行日から 25 年とする。

(2) 例外

有効な出願日から 3 年以内に証書が発行されない場合、長官は、申請者に帰属する申請の執行の遅れの分だけ期間を短縮することができる。

(c) 植物品種保護の期間は、所有者が公的寄託機関に種子を提出することに関して、証明時に効力を有する規則を遵守しなかった場合、又は品種に別の名称を提出する必要がある場合には終了する。ただし、第 101 条 (d) に規定されている記録された最後の所有者に通知が郵送され、当該所有者が定められた期間内に実施できなかった場合、規定に基づき 3 か月以内に長官が定めた追加手数料を支払った場合は、保護の期間は終了しない。
(7 U. S. C. 2483.)

第 84 条 植物品種保護局の錯誤の訂正

植物品種保護局の過失によって生じた植物品種保護証書の錯誤が、植物品種保護局の記録によって明らかになった場合は、長官は、当該錯誤の事実及び内容を記載した訂正植物品種保護証書は無償で発行することができる。当該植物品種保護証書は、初めから訂正された形で発行されていた場合と同一の法律上の効力及び作用を有する。(7 U. S. C. 2484)

第 85 条 出願者の錯誤の訂正

事務的若しくは印刷上の錯誤又は軽微な錯誤又は品種の記述の錯誤であつて、植物品種保護局の過失でないものが植物品種保護証書に表示されており、当該錯誤が善意で生じたことが証明された場合で、証書の発行前に訂正が行われた時は、長官は、所要の手数料の納付を条件として、訂正証書を発行することができる。当該植物品種保護証書は、初めから訂正された形で発行されていた場合と同一の法律上の効力及び作用を有する。
(7 U. S. C. 2485.)

第 86 条 育成者の氏名の訂正

詐欺的な意図を持たない、出願における育種者の氏名の誤りは、植物品種保護の有効性に影響を与えることはなく、長官が定めた規則に従って、長官により、随時、修正される。又は、連邦裁判所の命令により、問題が生じる前に修正される。このような修正を受けて、長官は、証書を発行する。そのような訂正は、他の者が有する権利を剥奪するものであつてはならない。(7 U. S. C. 2486.)

第 9 章 - 発行後の再審査と係争手続

第 91 条 発行後の再審査

(a) 何人も、植物品種保護証書の発行後 5 年以内に、その品種の保護可能性に関する事実を書面により長官に通知することができ、長官は、当該通知に照らして植物品種保護を再審査することができる。

(b) 本条及び審判請求に基づく植物品種保護の再審査は、当初の審査と同じ手続き及び同じ権限で行われる。証書の保持に反する判決を受けたにもかかわらず、手続きを放棄すると、植物品種保護証書が取り消される。また、その通知には植物品種保護局が配布した保護植物品種の記述 35 のコピーが添付されなければならない。

(c) (a) に基づいて行動する者が証拠を必要とする事実を示すことができる場合、長官は、長官が定める仲裁手続きを含め、再審査を命ずることができる。(7 U.S.C. 2501.)

第 92 条 廃止 (7 U.S.C. 2502.)

第 93 条 廃止 (7 U.S.C. 2503.)

第 92 条 インターファリング (由来) 植物品種保護

(a) インターファリング (由来) 植物品種保護証書の所有者は、別の証書の所有者を対象として、民事訴訟による救済を受けることができ、裁判所は、それぞれの証書の有効性又は証書の所有権の問題を裁決することができる。

(b) そのような訴訟は、不服申立ての決定時に植物品種保護局の記録に記載されている関係当事者に提訴することができる。当該当事者がその訴訟の当事者になる場合もある。訴訟の相手が同じ州に属しない複数の地区に居住する場合又は外国に居住する場合には、コロンビア特別地区連邦地方裁判所又は合衆国巡回地方裁判所が事件の管轄権を有するものとし、当該訴訟相手が居住する地区の法務官により当該訴訟相手に対して召喚状を発することができる。外国に居住する訴訟相手に対する召喚は、裁判所の指示に従って、公示又はその他の方法で行うことができる。長官は訴訟団に加わることはできないが、介入する権利を有する。裁判所の判決が、植物品種保護の出願者の権利を認める場合、長官はこの法律に従って、判決の写しを添付して植物品種保護局への出願に対し植物品種保護証書を発行しなければならない。(7 U.S.C. 2504.)